

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年 5月 23日

静岡県知事

川勝 平太 殿

提出者

住 所 静岡県富士市久沢269-1

氏 名 町田食品株式会社
代表取締役社長 町田英史

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0545-71-3833

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

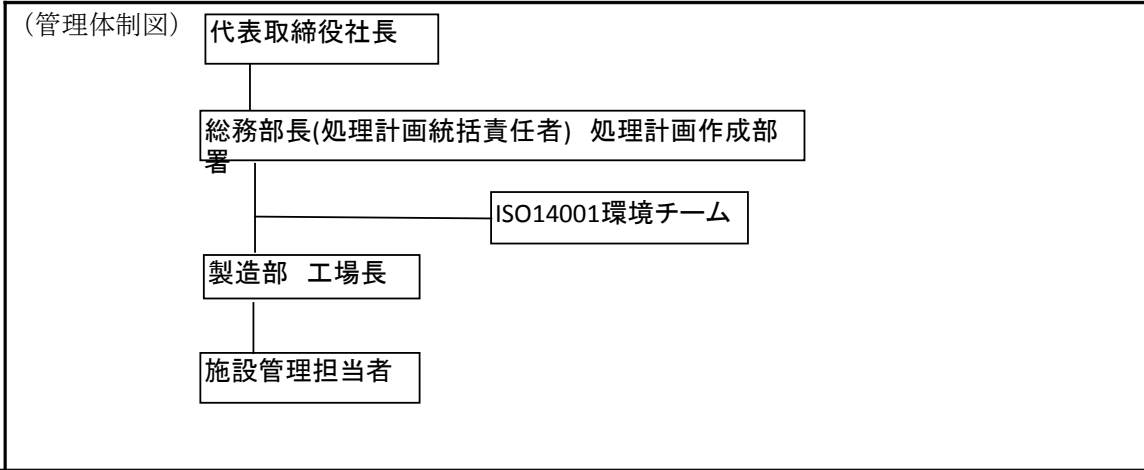
事業場の名称	町田食品株式会社 本社工場
事業場の所在地	静岡県富士市久沢269-1
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	製造業(豆腐・油揚げ製造)
②事業の規模	製造品出荷額 2,808,205千円(前年度実績)
③従業員数	121名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	①汚泥→自社排水処理設備・脱水→中間処理→肥料化再生利用 ②動植物性残渣→自社脱水→中間処理施設へ委託→肥料化再生利用 ③廃プラスチック類→中間処理施設へ委託→焼却

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和 3年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥・動植物性残渣	廃プラスチック類
	排出量	(汚泥) 1,266.00 t (残渣) 519.15 t	103.12 t
	(これまでに実施した取組) ・歩留率向上による、製品ロスの削減 ・排水処理施設の安定稼働による汚泥の削減 ・残渣(豆腐かす)をスクリュープレスで絞り水分量を削減し減量化 ・フードロス対策として、生産管理の強化及び賞味期限の延長により出荷不良廃棄量の削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥・動植物性残渣	廃プラスチック類
	排出量	(汚泥) 1,250.00 t (残渣) 510.00 t	100.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・従来の取り組みに加えて、製造工程改善による不良品の削減 ・動植物性残渣を蒸気加熱しながらスクリュープレスによる減量化の継続 ・汚泥は汚泥脱水設備の導入により凝集剤を加え水分率を減少して減量化 ・排水処理設備の負荷の低減を図り安定稼働により汚泥排出の減量化 ・廃棄豆腐のバック・残渣の分別作業員の採用によりスクリュープレス処理する動植物性残渣を多くして減量化を促進		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類、動植物性残渣、汚泥、金属くず、ガラスくず、木くずをそれぞれ種類ごと廃棄場所を定め表示している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記の取り組みを継続して実施。 ・金属くず等は極力産廃処理とはせず、一定量まとめて有価物売却する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥・動植物性残渣	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥・動植物性残渣	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥・動植物性残渣	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥・動植物性残渣	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥・動植物性残渣	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥・動植物性残渣	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥・動植物性残渣	廃プラスチック類
	全処理委託量	(汚泥) 1,266.00 t (残渣) 519.15 t	103.12 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	(汚泥) 1,266.00 t (残渣) 519.15 t	103.12 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・委託先処理業者へ年1回の現地確認の実施 ・処分業及び収集運搬業許可証の有効期限更新の確認を実施 上記により委託業者として適切か確認しております。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥・動植物性残渣	廃プラスチック類
	全処理委託量	(汚泥) 1,250.00 t (残渣) 510.00 t	100.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	(汚泥) 1,250.00 t (残渣) 510.00 t	100.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・委託先処理業者への年1回の現地確認を継続実施 ・汚泥の減量化を確実に実行 ・歩留率向上、不良品削減の啓蒙		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。